

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和7年9月24日
事業者の氏名又は名称	四国交通株式会社(法人番号3480001007522)(代表者 一木加津雄)
事業者の所在地	徳島県三好市井川町西井川311番地2
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	徳島県三好市井川町西井川311番地2号
行政処分等の内容	文書警告
主な違反の条項	道路運送法第15条第1項
違反行為の概要	令和7年9月18日に、旅客自動車運送事業に関する監査方針に基づき監査を実施したところ、1件の違反が確認された。 (1)営業区域の設定変更について認可を受けていなかったこと(道路運送法第15条第1項)
当該違反点数(営業所)	4点
違反点数(事業者)	4点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。